

## 県民の皆様へ

県内や全国の感染状況を踏まえ、県民の皆様には、「島根県の対応」に基づいてお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和3年10月1日から当面の間とします。

特にお願いしたい事項について申し上げます。

### (都道府県をまたぐ移動について)

1. 8月18日に全ての都道府県との往來を控えて頂くようお願いしましたが、全国的にも県内でも感染状況が改善してきたことから、次のとおりお願いします。

今後、宣言の解除や措置が終了し、区域が変更となる可能性があります。緊急事態措置及び、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に該当する都道府県との往來は、引き続き控えてください。

その他の地域については、これまで往來を控えて頂くようお願いしていましたが、10月1日からは、行き先の感染状況等を確認して頂き、行き先の都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域との往來については、慎重な判断をお願いします。特に、発熱等の症状がある場合は、往來を控えてください。

ただし、通勤を含めたやむを得ない仕事や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往來は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありませんが、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策や、ご親戚等の自宅で宿泊する場合については、家庭でできる感染予防対策を徹底してください。

なお、8月30日から県内各事業所等に、県外出張や県外から人を招くこととなる仕事の延期等をお願いしておりましたが、予定どおり9月30日をもって終了します。

### (自宅等に帰県した場合の感染予防対策について)

2. また、単身赴任中のご家族など自宅等に県外から帰県される方がいる場合や、県内に単身赴任中で県外の自宅等に帰県される方についても、自宅等でも家庭でできる感染予防対策を徹底してください。

### (感染状況改善に伴う制限事項の緩和について)

3. 県内の感染状況について、ステージⅡ相当との判断をしました。

入院医療体制については、病床確保計画における段階を、最も厳しい第5段階から第3段階に引き下げて運用することとします。

観光キャンペーンについては、島根・鳥取両県民を対象とした宿泊割引等を再開することとします。

また、県外からの観光誘客施策についても、「緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の対象地域」、「都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域」を除く地域からの誘客事業を再開いたします。

### (飲食店等の利用について)

4. 県民の皆様の仕事についての要請や、学校生活への追加の制限に併せ、飲食の際の人数上限を4人以下とするようお願いしていましたが、感染状況が改善してきたことから、上限を8人以下に変更いたします。

引き続き、以下の事項については、徹底して頂くようお願いいたします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された

方は、2週間経過するまでは参加を控えて頂くこと。

(3) 「接待を伴う飲食店」については、

① 県外での利用を控えること

② 県内でも、県外の方との利用を控えること

(4) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

#### (誹謗中傷や差別の防止について)

5. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、感染拡大を招く行動となりますので、厳に慎んで頂くようお願いいたします。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いいたします。

県としましては、全国の感染状況、そして、県内の感染状況を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そしてワクチン接種の円滑な推進、地域経済の回復に全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

令和3年9月27日

島根県知事 丸山達也